■安慶名地区の地区整備計画チェックシート（1）

申請者名	

地区の区分	地区の名称	安慶名（商業拠点地区）		
	用途地域	商　業　地　域	チェック	備考
地区計画における建築物等の追加用途の制限（建築してはならない建物等）		(1)１階部分を住宅のみの用に供する建築物	□	
		(2)１階部分を車庫のみの用に供する建築物	□	
		(3)性風俗系の風俗営業施設	□	
		(4)ｶﾗｵｹﾎﾞｯｸｽ、ｹﾞｰﾑｾﾝﾀｰ、麻雀店、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券または場外車券売場その他これに類するもの	□	
		(5)自動車教習場	□	
		(6)単独倉庫	□	
		(7)倉庫業を営む倉庫	□	
		(8)畜舎	□	
		(9)無人店舗	□	
建築物の容積率の最高限度		400%	□	
建築物の容積率の最低限度		100%	□	
建築物の建ぺい率の最高限度		60%	□	立体駐車場を除く
建築物の敷地面積の最低面積		200㎡以上	□	本地区計画に係る都市計画決定時に、現に建築物の敷地として使用されている土地及び仮換地指定された土地については、適用外とする
建築物の建築面積の最低面積		100㎡以上	□	
建築物等の壁面の位置の制限	道路境界線より壁面、柱又はベランダ、出窓、外階段等までの距離	1.0m以上	□	
	隣地境界線より壁面、柱又はベランダ、出窓、外階段等までの距離	0.5m以上	□	
	歩行者専用道路に面する壁面	適用外	□	
	商業拠点地区、沖縄石川線（県道75号線）に面する敷地	道路沿い高さ2.5m以下での壁面の制限	□	
建築物等の高さの最高限度		20m以下	□	高さは建築基準法に趣旨による
建築物等の高さの最低限度		6m以上	□	沖縄石川線（県道72号線）に面する敷地のみ
建築物等の形態・意匠の制限	道路・路地・広場に面する屋根・外壁等	明度(V)8以上、彩度(C)2以下	□	淡い、太陽に映える色を基調とする
		屋外広告物の配置、形態、色彩	□	沖縄石川線（県道72号線）に接する道路との境界より高さが2.5m以上の部分は適用外
		閉店後のｼｮｰｳｨﾝﾄﾞｳ、ｼｬｯﾀｰ等の配置・意匠	□	
	商業拠点地区、沖縄石川線（県道75号線）に面する敷地	道路沿い高さ2.5m以下での建築物の軒、庇及び出窓等の突出や屋外広告物等	□	
垣・柵の構造の制限	沖縄石川線（県道75号線）に接する敷地	壁面後退部分に塀、柵等の設置	□	
	沖縄石川線（県道75号線）以外の道路に接する敷地	道路側地盤面より高さ60cm以下の石垣、CB塀の設置	□	
		道路側地盤面より高さ高さ1.5m以下の網状、格子状のフェンス、花ブロックなど透過性のある垣や柵の設置	□	

■安慶名地区の地区整備計画チェックシート（2）

申請者名	

地区の区分	地区の名称	安慶名（沖縄石川線沿道等商業住宅地区）				
	用途地域	商業地域	近隣商業地域	第１種住居地域	チェック	備考
地区計画における建築物等の追加用途の制限（建築してはならない建物等）		1.沖縄石川線（県道75号線）に面する敷地			□	
		１階部分を車庫のみの用に供する建築物			□	
		2.沖縄石川線（県道75号線）及びその他の道路に面する敷地			□	
		(1)性風俗系の風俗営業施設			□	
		(2)射的場、勝馬投票券または場外車券売場その他これに類するもの			□	
		(3)自動車教習場			□	
		(4)単独倉庫			□	
		(5)倉庫業を営む倉庫			□	
		(6)畜舎			□	
建築物の容積率の最高限度		400%	300%	200%	□	
建築物の建ぺい率の最高限度		80%		60%	□	
建築物の敷地面積の最低面積		165㎡以上			□	本地区計画に係る都市計画決定時に、現に建築物の敷地として使用されている土地及び仮換地指定された土地については、適用外とする
建築物等の壁面の位置の制限	道路境界線より壁面、柱又はベランダ、出窓、外階段等までの距離	1.0m以上			□	
	隣地境界線より壁面、柱又はベランダ、出窓、外階段等までの距離	0.5m以上			□	
	歩行者専用道路に面する壁面	適用外			□	
	商業拠点地区、沖縄石川線（県道75号線）に面する敷地	道路沿い高さ2.5m以下での壁面の制限			□	
建築物等の高さの最高限度		20m以下	17m以下（※景観計画による高さ制限を適用）		□	高さは建築基準法に趣旨による
建築物等の形態・意匠の制限	道路・路地・広場に面する屋根・外壁等	明度(V)8以上、彩度(C)2以下			□	淡い、太陽に映える色を基調とする
		屋外広告物の配置、形態、色彩			□	
		閉店後のｼｮｰｳｨﾝﾄﾞｳ、ｼｬｯﾀｰ等の配置・意匠			□	
	商業拠点地区、沖縄石川線（県道75号線）に面する敷地	道路沿い高さ2.5m以下での建築物の軒、庇及び出窓等の突出や屋外広告物等			□	
車両乗入口	沖縄石川線（県道75号線）に面する敷地	歩道での車両乗入口は設置不可			□	
垣・柵の構造の制限	沖縄石川線（県道75号線）に接する敷地	壁面後退部分に塀、柵等の設置			□	
	沖縄石川線（県道75号線）以外の道路に接する敷地	道路側地盤面より高さ60cm以下の石垣、CB塀の設置			□	
		道路側地盤面より高さ高さ1.5m以下の網状、格子状のフェンス、花ブロックなど透過性のある垣や柵の設置			□	

■安慶名地区の地区整備計画チェックシート（3）

申請者名	

地区の区分	地区の名称	安慶名（住宅地区）				
		住宅地区-1	住宅地区-2	住宅地区-3		
	用途地域	準住居地域	第１種住居地域 第２種住居地域	第１種住居地域	チェック	備考
地区計画における建築物等の追加用途の制限（建築してはならない建物等）		(1)射的場、勝馬投票券または場外車券売場その他これに類するもの			□	
		(2)自動車教習場			□	
建築物の容積率の最高限度		200%			□	
建築物の建ぺい率の最高限度		60%			□	
建築物の敷地面積の最低面積		165㎡以上			□	本地区計画に係る都市計画決定時に、現に建築物の敷地として使用されている土地及び仮換地指定された土地については、適用外とする
建築物等の壁面の位置の制限	道路境界線より壁面、柱又はベランダ、出窓、外階段等までの距離	1.0m以上			□	
	隣地境界線より壁面、柱又はベランダ、出窓、外階段等までの距離	0.5m以上			□	
	歩行者専用道路に面する壁面	適用外			□	
	商業拠点地区、沖縄石川線（県道75号線）に面する敷地	道路沿い高さ2.5m以下での壁面の制限			□	
建築物等の高さの最高限度		20m以下		12m以下	□	高さは建築基準法に趣旨による
建築物等の形態・意匠の制限	道路・路地・広場に面する屋根・外壁等	明度(V)8以上、彩度(C)2以下			□	淡い、太陽に映える色を基調とする
		屋外広告物の配置、形態、色彩			□	
垣・柵の構造の制限	沖縄石川線（県道75号線）に接する敷地	壁面後退部分に塀、柵等の設置			□	
	沖縄石川線（県道75号線）以外の道路に接する敷地	道路側地盤面より高さ60cm以下の石垣、CB塀の設置			□	
		道路側地盤面より高さ高さ1.5m以下の網状、格子状のフェンス、花ブロックなど透過性のある垣や柵の設置			□	